各都道府県担当部長 殿

農林水産省食料産業局総務課長 農林水産省食料産業局輸出促進グループ長

アラブ首長国連邦ドバイ首長国向けに輸出される食品に関する証明書の発 行について

東日本大震災に伴い、諸外国からは、日本産の農林水産物・食品に対する輸入規制措置が講じられ、産地の証明や放射性物質に関する検査証明などが求められております。

このような中で、「海外向けに輸出される農林水産物及び食品等に関する証明書の発行について」(平成23年4月21日付23国際第83号農林水産省大臣官房総括審議官(国際)通知)により、証明書発行の協力をお願いしているところです。

今般、アラブ首長国連邦ドバイ首長国向けの農林水産物・食品の輸出について、各種証明書の取扱いが下記のとおりとなりましたので、ご対応いただきますようよろしくお願いいたします。

記

アラブ首長国連邦は、日本から輸出される食品に対して、平成23年3月24日付け閣議決定により、生鮮食品の輸入を停止するとともに生鮮食品以外の食品につき政府機関が認証した放射性物質検査証明書の提出を求めてきましたが、平成24年1月12日付け閣議決定により、同措置に替えて、福島、群馬、茨城、栃木、宮城、山形、新潟、静岡、秋田、岩手、長野、山梨、埼玉、東京及び千葉(以下「指定地域」という。)において生産又は加工されるものについては、日本から登録した検査機関による放射性物質検査結果報告書の提出、指定地域産以外のものについては日本の政府機関が発行する産地証明書の提出を求めてきております。

今般、同国のドバイ政庁との間で、7月1日からの同措置の適用に関して協議が整ったことから、別紙のとおり証明書の発行条件及び手続きを定めましたのでお知らせいたします。なお、同国の他の首長国については現在協議中であり、協議が整い次第、改めてお知らせします。

また、水産物(加工品含む)については、水産庁において産地証明書を発行しております。

○輸入規制の概要

	対 象 産 品	要求事項
1	15 都県(福島、群馬、茨城、栃木、宮城、山形、新潟、静岡、秋田、岩手、長野、山梨、埼玉、東京及び千葉)で生産・加工された食品	ドバイ政庁の定める放射性物質基準 (注1)に適合していることにつき、 ドバイ側に登録した検査機関による 放射性物質検査結果報告書
2	15 都県以外で生産・加工された食品	政府機関による産地証明書 (注2)

(注1) ドバイ政庁の定める放射性物質基準 (CODEX 基準を採用)

放射性物質核種	基準値(Bq/kg)
ョウ素 (¹³¹ I)	100
セシウム (134Cs+137Cs)	1000

区分1の対応については、政府機関が発行する証明書は必要なく、ドバイ側に登録した検査機関作成の放射性物質検査結果報告書(英文)の提出により輸入が認められます。

ドバイ側に登録した検査機関は、農林水産省ホームページに掲載しています。 (http://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/shoumei.html#uae の、「ドバイ向けに輸出される食品に係る放射性物質検査機関一覧」参照)

(注2)対象産品の原料について放射性物質検査による確認を行った場合は、同検査 結果報告書の添付も必要となります。

対象産品が15都県産以外であっても、区分1による対応による輸入も認められます。

アラブ首長国連邦ドバイ首長国向けの産地証明書の 発行条件及び発行手続きについて

第1 産地証明書発行の対象産品

日本からアラブ首長国連邦ドバイ首長国(以下「ドバイ」という。) へ輸出する全 ての食品

第2 産地証明書の発行要件

以下の要件を満たす食品

福島、群馬、茨城、栃木、宮城、山形、新潟、静岡、秋田、岩手、長野、山梨、埼玉、東京及び千葉(以下「指定地域」という。)以外の地域で生産・加工され、ドバイ向けに輸出される食品であって、かつ、その原料についても考慮した結果、ドバイの要求する事項を満たしていると考えられること

第3 産地証明書の申請手続き

- 1 産地証明書の発行を申請する者は、以下の(1)から(4)に掲げる書類を都道府県担当部長等(以下、「担当部長」という。)宛に提出する。
 - (1) ドバイ向けに輸出される食品等に関する証明申請書(別記様式1)
 - (2) Declaration for the importation of foodstuff from Japan into United Arab Emirates (別記様式2)
 - (3)ドバイ向けに輸出される食品について指定地域以外で生産・加工されたことが確認できる書類、輸出される食品の原料についてその産地や割合、放射性物質の量等が確認できる書類
 - (4) 上記(3) 以外の別記様式2に係る証明内容につき確認できる書類
- 2 担当部局は、1の内容を確認の上、別記様式2により、産地証明書を発給する。

第4 申請先

担当部長

第5 特別な場合における国による産地証明書の発行

- 1 以下のような特別の場合にあっては、国(地方農政局等を含む。以下同じ。) は産地証明書を発行することができる。
 - (1) 申請する対象品目が水産物(加工品含む)である場合
 - (2)被災等により産地証明書の発給が事務的に困難となっている地域に係る証明である場合
 - (3) その他国の関与が必要と認められる場合
- 2 1の(3)の「その他国の関与が必要と認められる場合」については、都道 府県が国と協議して決定する。

第6 その他

ドバイ政庁の要求する産地証明書について疑義のある事項が生じた場合には、農林 水産省食料産業局輸出促進グループに協議することとする。

(別記様式1)

ドバイ向けに輸出される食品等に関する証明申請書

年 月 日

都道府県担当部長 殿

申請者 住所 氏名

印

私は、標記について、裏付け証明をお願いしたく、別添のとおり、関係書類を添付して申請します。

なお、上記裏付け証明については、法令に基づく措置ではないことにつき了解して おり、当該裏付け証明を行ったことに基づき、貴自治体及び証明者に対し何らかの請 求を行う権利を有しないことを確認します。

(別記様式2)

Declaration for the importation of foodstuff from Japan into United Arab Emirates

Invoice No Declaration Number
(competent authority)
DECLARES that the foodstuff of this consignment composed of:
(description of consignment, product, number and type of packages, gross or net weight)
embarked at (embarkation place)
on(date of embarkation)
by(identification of transporter)
going to(place and emirate of destination)
□ is originating from the prefecture other than Fukushima, Gunma, Ibaraki, Tochigi, Miyagi,
Yamagata, Niigata, Shizuoka, Akita, Iwate, Nagano, Yamanashi, Saitama, Tokyo and Chiba, and
the assessment of all of the ingredients for the foods shows that they satisfy UAE's requirements.
Done aton
Stamp and signature of

authorized representative of competent authority